

議案第 28 号

令和 2 年度使用墨田区立小学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 8 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙の発行者の中から採択する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 31 年法律第 182 号）第 13 条及び 14 条の規定により、採択する必要がある。

令和2年度小学校教科用図書採択見本本一覧

教科名		出版者名
国語	1	東京書籍株式会社
	2	学校図書株式会社
	3	教育出版株式会社
	4	光村図書出版株式会社
書写	1	東京書籍株式会社
	2	学校図書株式会社
	3	教育出版株式会社
	4	光村図書出版株式会社
	5	日本文教出版株式会社
社会	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	日本文教出版株式会社(小学社会)
地図	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社帝国書院
算数	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
	6	日本文教出版株式会社
理科	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	一般社団法人信州教育会出版社
	6	株式会社新興出版社啓林館
生活	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	一般社団法人信州教育会出版社
	6	光村図書出版株式会社
	7	株式会社新興出版社啓林館
	8	日本文教出版株式会社

教科名		出版者名
音楽	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
図画 工作	1	開隆堂出版株式会社
	2	日本文教出版株式会社
家庭	1	東京書籍株式会社
	2	開隆堂出版株式会社
保健	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	株式会社文教社
	4	株式会社光文書院
	5	株式会社学研教育みらい
外国語	1	東京書籍株式会社
	2	開隆堂出版株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	株式会社三省堂
	5	教育出版株式会社
	6	光村図書出版株式会社
	7	株式会社新興出版社啓林館
道徳	1	東京書籍株式会社
	2	学校図書株式会社
	3	教育出版株式会社
	4	光村図書出版株式会社
	5	日本文教出版株式会社
	6	株式会社光文書院
	7	株式会社学研教育みらい
	8	廣済堂あかつき

太枠は、現在墨田区立小学校で
使用している教科書を表す

議案第 29 号

令和 2 年度使用墨田区立中学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 8 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙の発行者の中から採択する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 31 年法律第 182 号）第 13 条及び 14 条の規定により、採択する必要がある。

令和2年度中学校教科用図書採択見本本一覽

教科名		出版者名
国語	1	東京書籍株式会社
	2	学校図書株式会社
	3	株式会社三省堂
	4	教育出版株式会社
	5	光村図書出版株式会社
書写	1	東京書籍株式会社
	2	学校図書株式会社
	3	株式会社三省堂
	4	教育出版株式会社
	5	光村図書出版株式会社
社会 (地理的分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社帝国書院
	4	日本文教出版株式会社
社会 (歴史的分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社清水書院
	4	株式会社帝国書院
	5	日本文教出版株式会社
	6	株式会社自由社
	7	株式会社育鵬社
	8	株式会社学び舎
社会 (公民的分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社清水書院
	4	株式会社帝国書院
	5	日本文教出版株式会社
	6	株式会社自由社
	7	株式会社育鵬社
地図	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社帝国書院
数学	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
	6	数研出版株式会社
	7	日本文教出版株式会社

教科名		出版者名
理科	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
音楽 (一般)	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
音楽 (器楽)	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
美術	1	開隆堂出版株式会社
	2	光村図書出版株式会社
	3	日本文教出版株式会社
保健体育	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	株式会社大修館書店
	4	株式会社学研教育みらい
技術・家庭 (技術分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育図書株式会社
	3	開隆堂出版株式会社
技術・家庭 (家庭分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育図書株式会社
	3	開隆堂出版株式会社
外国語	1	東京書籍株式会社
	2	開隆堂出版株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	株式会社三省堂
	5	教育出版株式会社
	6	光村図書出版株式会社

太枠は、現在墨田区立中学校で
使用している教科書を表す

議案第 30 号

特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和元年8月8日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり採択する。

（提案理由）

学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第139条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

墨田区立学校特別支援学級の教科用図書採択について

墨田区教育委員会

1 採択の時期

毎年当該教科用図書を使用する前年度の 8 月 31 日までに墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という）が採択する。

2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

(1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、検定教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当でないときは、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第 9 条による教科書（以下「一般図書」という）を使用することができる。